

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	装置検査証印の除去	根拠条項	第153条				
処 分 基 準	<p>○経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法第148条第1項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量器に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が下記の各号の1に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている法第75条第2項の装置検査証印を除去することができる。</p> <p>一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。</p> <p>二 法第75条第2項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。</p> <p>三 一に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。</p> <p>四 法第151条第4項の規定は、第1項の規定による処分に準用する。</p>						
	対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	交付 機関		目次 NO	18